

証券コード2293  
平成29年6月9日

株 主 各 位

栃木県栃木市泉川町556番地  
**滝 沢 ハ ム 株 式 会 社**  
代表取締役社長 瀧 澤 太 郎

## 第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
  2. 場 所 栃木県栃木市泉川町556番地  
滝沢ハム株式会社 本店4階会議室  
（末尾ご案内図をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第67期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |          |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件   |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.takizawaham.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

## ご 案 内

1. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takizawaham.co.jp>) に掲載させていただきます。
2. 株主総会終了後、株主様との懇親会を開催いたしますので、併せてご出席いただきますようお願い申し上げます。

## 添付書類

### 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による継続的な景気対策や日銀の金融緩和策により、緩やかな景気回復基調が続きましたが、個人消費は足踏み状況が見られる他、英国のEU離脱問題、中国を中心とする新興国経済の鈍化等、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、加工品の原料価格は比較的安定しておりましたが、食品全般に対する節約志向、低価格志向が高まる中、物流費の上昇や企業間の販売競争が激化し厳しい状況が続きました。

このような状況の中で、当社グループは、新商品及び重点強化商品を中心とした販売促進、外食業界や業務卸等の新規開拓や歳暮ギフトの販売強化等の施策を推進してまいりました。生産部門では、商品の統廃合を進めるとともに製品歩留りの改善など生産効率の向上に取り組んでまいりました。また、食肉部門におきましては、輸入豚肉のブランド肉の仕入強化、国産銘柄牛・豚及び食肉一次加工品等の付加価値の高い商品の販売強化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、327億67百万円（前年同期比7.9%増）となり増加いたしました。損益面では、売上高の増加要因やコスト削減に努めた結果、営業利益は5億1百万円（前年同期比176.2%増）、経常利益は5億41百万円（前年同期比159.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は遊休土地の減損損失計上もあり3億91百万円（前年同期比156.0%増）となりました。

部門別の概況は次のとおりです。

##### **食肉加工品部門**

食肉加工品部門につきましては、春の新商品の売上が好調に推移したことや歳暮ギフトの販売も回復してきたことから、売上高は増加いたしました。この結果、この部門の売上高は126億26百万円（前年同期比7.6%増）となりました。

## 惣菜その他加工品部門

惣菜その他加工品部門につきましては、ハンバーグ類や簡便性を重視した惣菜商品の新商品の売上が好調に推移したため、売上高は増加しました。この結果、この部門の売上高は45億73百万円（前年同期比14.2%増）となりました。

## 食肉部門

食肉部門につきましては、輸入牛肉及び輸入豚肉はブランド商品の拡販に努め売上高は増加いたしました。国産牛肉は前期に事業所を設置し新規開拓を行った結果、売上高は増加しました。国産豚肉につきましては、販売単価は前期を下回りましたが販売数量の増加により売上高は増加いたしました。また、食肉一次加工品につきましても、販売促進に努めた結果、売上高は増加いたしました。この結果、この部門の売上高は154億15百万円（前年同期比6.4%増）となりました。

## その他部門

その他部門につきましては、売上高は1億51百万円（前年同期比9.3%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、泉川工場及び西方工場の機械設備等の新設等であり、設備投資の総額は5億1百万円になりました。

## (3) 資金調達の状況

平成29年2月28日に銀行保証付私募債を発行し、これにより2億円の資金調達を行いました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き国内景気は回復基調で推移することが期待される一方で、中国を中心とする新興国の景気減速や英国のEU(欧州連合)離脱等の影響により、先行き不透明感が続くものと思われま

す。当業界におきましては、物流費の増加懸念や少子高齢化の進行による消費の伸び悩みが予想され、企業間の販売競争はさらに激化するものと思われま

す。このような状況におきまして、当社グループは、高品質ハム・ソーセージ及び惣菜商品等の新商品と主力商品を中心に販売の拡大に努め、収益の確保に努めてまいりま

す。営業面におきましては、首都圏及び関西地区の販売強化や外食分野等の開拓により売上の拡大を図るとともに、営業所の統廃合による販売の効率化を図り収益の向上に努めてまいりま

す。生産面につきましては、消費者の食品に対する安全・安心の要求に応えるための加工品生産工場のHACCPの取得による品質管理の強化に努めるとともに、新商品の増産に対応した生産設備の増強を図り、収益の拡大に努めてまいりま

す。食肉部門につきましては、輸入・国産食肉のブランド肉の販売強化を図るとともに、仕入力の強化や食肉一次加工品等の販売強化を図り、収益の確保に努めてまいりま

す。また、今期の配当につきましては、期末配当金年3円を実施したいと考えております。今後につきましても、全社一丸となり収益力の回復、財務体質の改善に努め、安定配当に努めてまいりま

す。株主様におかれましては、今後とも引き続き、何卒倍旧のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第 64 期 (平成25年 4月 1日) (平成26年 3月 31日)	第 65 期 (平成26年 4月 1日) (平成27年 3月 31日)	第 66 期 (平成27年 4月 1日) (平成28年 3月 31日)	第 67 期 (平成28年 4月 1日) (平成29年 3月 31日)
売 上 高(千円)	29,441,416	29,765,862	30,366,205	32,767,338
経 常 利 益 又は経常損失(△)(千円)	△14,363	420,052	209,098	541,674
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に帰属 する当期純損失(△)(千円)	△43,376	364,892	152,861	391,321
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△4.22	35.53	14.88	38.11
総 資 産(千円)	11,215,444	12,224,152	12,585,907	13,520,959
純 資 産(千円)	2,322,519	3,107,538	3,123,015	3,528,722
1株当たり純資産額(円)	226.15	302.59	304.13	343.64

(注) 1. 1株当たり当期純利益(1株当たり当期純損失)は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社テルマフーズ	百万円 60	% 100.0	食肉及び食肉加工品の製造販売

### ③ 企業結合の成果

上記に記載の重要な子会社を含め連結子会社は3社であります。当連結会計年度の売上高は327億67百万円(前年同期比7.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は3億91百万円(前年同期比156.0%増)となりました。

- ④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業部門	主要な事業
食肉加工品	ハム・ソーセージ等の製造販売
惣菜その他加工品	レトルト食品、惣菜等の製造販売及び仕入販売
食肉	食肉の仕入、加工及び販売、肉牛の肥育
その他	飲食店の経営

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

当 社	本社	栃木県栃木市泉川町556番地	
	工場	泉川工場(栃木県栃木市) 仙南工場(宮城県角田市) 泉川ミートセンター(栃木県栃木市)	西方工場(栃木県栃木市) デリカ工場(栃木県栃木市) 菖蒲パックセンター(埼玉県久喜市)
	営業所	青森営業所(青森県青森市) 仙台営業所(宮城県仙台市) 北関東量販課(栃木県宇都宮市) 群馬営業所(群馬県伊勢崎市) 東京支店(東京都足立区) 茨城ビーフセンター(茨城県茨城町)	盛岡営業所(岩手県盛岡市) 福島営業所(福島県本宮市) 宇都宮営業所(栃木県宇都宮市) 新潟営業所(新潟県新潟市) 大阪営業所(大阪府高槻市)
	直売所	<レッケルバルト店> 栃木本店(栃木県栃木市) <アロマテーブル店> 亀有店(東京都葛飾区) 北砂店(東京都江東区) 川口店(埼玉県川口市) 小山店(栃木県小山市)	西新井店(東京都足立区) 横浜店(神奈川県横浜市) 古河店(茨城県古河市) 足利店(栃木県足利市)
子 会 社	株式会社 テルマンフーズ	本社(栃木県栃木市) 首都圏営業部(埼玉県川口市)	
	株式会社 ワールドフードサービス	本社(宮城県角田市)	
	株式会社 前日光都賀牧場	本社(栃木県栃木市)	

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

従業員数（名）	前期末比較増減（名）
329	1（減）

（注） 上記従業員数には、契約社員（専任社員・パートタイマー）333名及び他社への出向者4名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社足利銀行	1,626
株式会社栃木銀行	562
株式会社商工組合中央金庫	476
株式会社みずほ銀行	382
株式会社常陽銀行	374
株式会社三菱東京UFJ銀行	300



## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,760,000株  
 (2) 発行済株式数 10,510,000株  
 (3) 株主数 1,900名  
 (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 滝 沢 興 産	2,306 <sup>千株</sup>	22.5%
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	1,576	15.3
滝 沢 ハ ム 取 引 先 持 株 会	755	7.4
株 式 会 社 足 利 銀 行	378	3.7
瀧 澤 太 郎	300	2.9
瀧 澤 悦 子	300	2.9
株 式 会 社 常 陽 銀 行	250	2.4
上 野 さ り	226	2.2
マ ル ハ ニ チ ロ 株 式 会 社	220	2.1
吉 田 潤 子	219	2.1
岩 井 由 紀 子	219	2.1

(注) 当社は、自己株式241,305株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	中 江 一 雄	
代表取締役社長	瀧 澤 太 郎	加工品事業本部長 (株)テルマンフーズ代表取締役社長
常 務 取 締 役	斎 藤 信 明	生産本部長
常 務 取 締 役	阿 部 竹 男	経営戦略室長
取 締 役	山 口 輝	管理本部長兼総務部長
取 締 役	佐々木 吉 男	食肉事業本部長
取 締 役	浜 村 恭 弘	税理士 税理士法人浜村会計専務
常 勤 監 査 役	戸 田 敏 明	
監 査 役	長 安 正	
監 査 役	澤 田 雄 二	弁護士 宇都宮中央法律事務所所長 (株)ナカニシ社外監査役 (株)カワチ薬品社外監査役
監 査 役	鎌 形 俊 之	公認会計士・税理士 鎌形公認会計士事務所所長

- (注) 1. 平成28年6月29日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、浜村恭弘氏は監査役を辞任いたしました。
2. 平成28年6月29日開催の第66回定時株主総会において、浜村恭弘氏は取締役に、鎌形俊之氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役浜村恭弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役澤田雄二及び鎌形俊之の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役戸田敏明及び長安正の両氏は、長年金融機関での業務に携わっており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役澤田雄二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役鎌形俊之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額

	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7名	90,796 千円	(うち社外取締役 1名 2,130千円)
監 査 役	5名	17,002	(うち社外監査役 3名 3,870千円)
合 計	12名	107,799	

- (注) 1. 株主総会決議による報酬支給限度額は次のとおりであります。  
取 締 役 平成8年6月27日開催時決議 年額 200,000千円  
監 査 役 平成3年6月27日開催時決議 年額 20,000千円  
2. 上記のほか、使用人給与相当額25,425千円を支払っております。  
3. 監査役5名のうち3名は社外監査役であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

監査役澤田雄二氏は、株式会社ナカニシ及び株式会社カワチ薬品の社外監査役であります。同社と当社の間には特別な関係はありません。

### ② 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	浜 村 恭 弘	社外取締役就任後の当期開催の取締役会10回全てに出席し、税理士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して助言・提言を行っております。
監 査 役	澤 田 雄 二	当期開催の取締役会12回のうち9回に出席し、また、当期開催の監査役会12回全てに出席しております。取締役会等の議案については、法律家としての高い専門知識をもとに助言を行っております。
監 査 役	鎌 形 俊 之	当期開催の取締役会12回のうち社外監査役就任後10回すべてに出席し、また、就任後開催の監査役会9回全てに出席しております。取締役会等の議案については、公認会計士・税理士としての高い専門知識をもとに助言を行っております。

- (注) 浜村恭弘、澤田雄二及び鎌形俊之の3氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称 明治アーク監査法人

(注) 当社が監査証明を受けている聖橋監査法人は、平成28年7月1日付を以って明治アーク監査法人と合併し、同日付で名称が明治アーク監査法人になりました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	23百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任を検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制の有効性と妥当性を確保するため、行動規範ガイドラインをはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を制定し、全ての取締役、使用人がこれらを遵守することを企業活動の前提とする。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を任命し、担当取締役は全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 担当取締役は、各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつ行動規範ガイドライン等の実施状況を管理・監督し、全使用人に対しての適切な研修体制を構築し、法令・定款等の遵守についてさらなる周知徹底を図る。
- ④ 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容調査及び対処案等について、担当取締役を通じ代表取締役、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書（以下、職務執行情報という。）の取扱いは、当社文書管理規程及びそれに関する各管理マニュアル等に従い適切に保存及び管理を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ② 職務執行情報のデータベース化を促進し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索することが可能とする体制を構築する。
- ③ 前2項に係る事務は、代表取締役が任命する取締役が所管し、第1項の検証・見直しの経過及び第2項のデータベースの運用・管理について、四半期に一回以上、取締役会に報告する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 品質、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンス等に係るリスクは、それぞれの担当部署が必要に応じて規程、ガイドラインを制定し、研修の実施、マニュアルの作成・配付及び周知を行う。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス担当取締役を全社のリスクに関する統括責任者として任命し、当社グループ全体のリスク状況を網羅的・統括的に管理する。
- ③ 代表取締役は、代表取締役に直属する内部監査部署として、監査部を設置し、その事務を管掌する。
- ④ 監査部は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改定を行う。

- ⑤ 監査部の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑥ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の重要な問題について審議を行い、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画どおりに進捗しているか月次業績報告を通じ検証を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。
- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

#### **(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準に基づき、財務報告に係る内部統制を構築する。
- ② 関係会社管理規程に基づき、子会社を管理し、子会社の業務執行は、定期的に報告する体制とする。また、子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は当該子会社の他の取締役の職務執行状況を監視・監督する。
- ③ 子会社のリスク情報の有無を監査する部署は、監査部とし、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ④ 監査部は、子会社に損失の危険に関するリスクが発生し、監査部がこれを把握した場合には、直ちに発見されたリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- ⑤ 当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、監査部は、管理本部及び子会社の監査担当部署と十分な情報交換を行う。

#### **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき部署は監査部とし、専任の使用人が必要な場合には遅滞なく配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

**(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役会付の使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
- ③ 監査役を補助すべき使用人が、監査役に報告を行ったことにより不利な取扱いを行ってはならないものとする。
- ④ 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をした場合、その職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものとする。

**(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役会の定めによるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは次の通りとする。
  - a. 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - b. 当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - c. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - d. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
  - e. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項
  - f. 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - g. 社内稟議書、重要会議議事録及び監査役から要求された会議議事録の回付

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社の監査体制と内部統制システム体制の有効性を検証し、体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、代表取締役は監査役会、財務担当取締役及び監査部長と定期的な意見交換会を開催する。
- ② 前項の同会議は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分尊重しなければならない。
- ③ 会計監査人の選任・不再任・解任に関する株主総会に提出する議案の内容は、監査役会の決議によるものとする。

**(10) 反社会的勢力に対する基本方針**

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる暴力団を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の方針を定める。

- ① 当社は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固としてこれを拒否する。
- ② 当社は反社会的勢力による不当要求に対しては組織をもって対応し、当社の従業員の安全を確保する。
- ③ 当社は、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わない。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。
- ⑤ 当社は反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携を図る。
- ⑥ 当社は、反社会的勢力からの不当要求に対しては、刑事上もしくは民事上の法的対応を行う。



## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役会は、取締役7名で構成し、監査役4名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。主要な会議の開催として、取締役会は12回開催され、取締役の職務の執行の適正性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社の取締役会は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲内で、職務を執行いたしました。
- ② 子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社の取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。
- ③ 監査部は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部、工場及び営業所等を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。
- ④ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、毎月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言のとりまとめを行いました。さらに、監査役は取締役会に出席するとともに、取締役、その他使用人と対話を行い、監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。
- ⑤ 常勤監査役は、稟議書等重要な決裁書類を閲覧し取締役の執行状況を監査するとともに、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を求めています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,301,117</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,252,671</b>
現金及び預金	2,456,045	買掛金	2,790,817
受取手形及び売掛金	3,041,094	短期借入金	2,909,532
商品及び製品	1,226,090	リース債務	188,906
仕掛品	195,362	未払金	793,929
原材料及び貯蔵品	233,596	未払法人税等	122,067
繰延税金資産	104,825	賞与引当金	131,663
その他	47,584	役員賞与引当金	7,907
貸倒引当金	△3,482	その他	307,849
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,219,841</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,739,566</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,291,626</b>	長期借入金	1,062,598
建物及び構築物	1,177,984	社債	200,000
機械装置及び運搬具	218,299	リース債務	592,086
工具、器具及び備品	81,696	繰延税金負債	206,234
土地	1,750,370	環境対策引当金	2,657
リース資産	717,675	厚生年金基金解散損失引当金	26,922
建設仮勘定	345,600	退職給付に係る負債	459,029
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>99,952</b>	その他	190,037
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,828,262</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,992,237</b>
投資有価証券	1,622,342	純 資 産 の 部	
その他	214,835	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,084,627</b>
貸倒引当金	△8,916	資本金	1,080,500
		資本剰余金	684,424
		利益剰余金	1,324,163
		自己株式	△4,461
		その他の包括利益累計額	444,094
		その他有価証券評価差額金	484,833
		退職給付に係る調整累計額	△40,739
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,528,722</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,520,959</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>13,520,959</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	32,767,338
売上原価	26,926,285
売上総利益	5,841,052
販売費及び一般管理費	5,339,556
営業利益	501,495
営業外収益	
受取利息	146
受取配当金	28,443
補助金収入	9,456
受取保険金	3,001
受取手数料	2,691
受取賃貸料	25,690
未回収商品券受入	6,425
その他	17,447
営業外費用	
支払利息	46,315
その他	6,809
経常利益	541,674
特別利益	
投資有価証券売却益	42,448
損害賠償金収入	781
特別損失	
固定資産売却損	750
固定資産除却損	11,100
減損	59,829
税金等調整前当期純利益	513,225
法人税、住民税及び事業税	127,585
法人税等調整額	△5,680
当期純利益	391,321
親会社株主に帰属する当期純利益	391,321

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,080,500	684,424	963,648	△4,461	2,724,111
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△30,806	—	△30,806
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	391,321	—	391,321
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	360,515	—	360,515
当 期 末 残 高	1,080,500	684,424	1,324,163	△4,461	3,084,627

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	461,924	△63,021	398,903	3,123,015
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△30,806
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	391,321
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	22,909	22,281	45,191	45,191
当 期 変 動 額 合 計	22,909	22,281	45,191	405,706
当 期 末 残 高	484,833	△40,739	444,094	3,528,722

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,648,923</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,903,426</b>
現金及び預金	2,214,450	買掛金	2,507,492
売掛金	2,785,085	短期借入金	2,405,000
商品及び製品	1,060,921	1年内返済長期借入金	496,528
仕掛品	195,362	リース債務	183,768
原材料及び貯蔵品	231,134	未払金	785,655
前払費用	14,342	未払法人税等	110,444
関係会社短期貸付金	20,000	未払費用	145,617
繰延税金資産	104,780	預り金	11,011
その他	26,239	賞与引当金	121,300
貸倒引当金	△3,394	役員賞与引当金	7,907
<b>固定資産</b>	<b>6,171,786</b>	その他	128,702
<b>有形固定資産</b>	<b>4,179,951</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,560,114</b>
建物	1,048,248	長期借入金	963,602
構築物	79,508	社債	200,000
機械及び装置	214,667	リース債務	580,294
車両運搬具	0	繰延税金負債	204,351
工具、器具及び備品	74,630	退職給付引当金	391,672
土地	1,715,131	環境対策引当金	2,657
リース資産	702,164	厚生年金基金解散損失引当金	25,314
建設仮勘定	345,600	その他	192,221
<b>無形固定資産</b>	<b>99,196</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,463,541</b>
ソフトウェア	91,104	純資産の部	
その他	8,091	<b>株主資本</b>	<b>2,876,067</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,892,639</b>	資本金	1,080,500
投資有価証券	1,606,688	資本剰余金	685,424
関係会社株式	120,193	資本準備金	685,424
出資	41,193	利益剰余金	1,114,603
関係会社長期貸付金	48,000	その他利益剰余金	1,114,603
破産更生債権等	3,960	繰越利益剰余金	1,114,603
長期前払費用	4,313	<b>自己株式</b>	<b>△4,461</b>
その他	123,512	評価・換算差額等	481,101
貸倒引当金	△55,221	その他有価証券評価差額金	481,101
<b>資産合計</b>	<b>12,820,709</b>	<b>純資産合計</b>	<b>3,357,168</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,820,709</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**損 益 計 算 書**  
 (平成28年4月1日から  
 平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		30,176,198
売 上 原 価		24,853,938
売 上 総 利 益		5,322,260
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,874,130
営 業 利 益		448,129
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,499	
受 取 配 当 金	27,910	
受 取 手 数 料	7,162	
受 取 賃 貸 料 他	26,248	
そ の 他	35,995	98,816
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	44,737	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額 他	33,000	
そ の 他	6,800	84,537
経 常 利 益		462,408
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	42,448	42,448
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	11,089	
減 損 損 失	51,322	62,411
税 引 前 当 期 純 利 益		442,445
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	105,387	
法 人 税 等 調 整 額	△5,635	99,752
当 期 純 利 益		342,692

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,080,500	685,424	685,424	802,717	802,717
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△30,806	△30,806
当 期 純 利 益	—	—	—	342,692	342,692
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	311,886	311,886
当 期 末 残 高	1,080,500	685,424	685,424	1,114,603	1,114,603

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△4,461	2,564,180	457,799	457,799	3,021,980
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△30,806	—	—	△30,806
当 期 純 利 益	—	342,692	—	—	342,692
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	23,302	23,302	23,302
当 期 変 動 額 合 計	—	311,886	23,302	23,302	335,188
当 期 末 残 高	△4,461	2,876,067	481,101	481,101	3,357,168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

滝沢ハム株式会社  
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	永田	敬	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	朝長	義郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦	大樹	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、滝沢ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月22日

滝沢ハム株式会社  
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	永田	敬	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	朝長	義郎	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦	大樹	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、滝沢ハム株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月25日

滝沢ハム株式会社 監査役会

常勤監査役 戸田敏明 ㊟

監査役 長安正 ㊟

社外監査役 澤田雄二 ㊟

社外監査役 鎌形俊之 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき3円 総額30,806,085円
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成29年6月29日

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를最終的に100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準を維持するとともに、株主様に安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動も勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

#### 2. 併合の割合

当社の普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

7,952,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

**第3号議案 定款一部変更の件**

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、発行可能株式総数を株式併合に伴って減少させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するものがあります。

また、本変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする旨の附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

なお、発行可能株式総数の変更については、第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、会社法第182条第2項の定めに基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされます。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を表示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,976万</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>7,952千</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(附 則)</p> <p><u>第5条(発行可能株式総数)及び第7条(単元株式数)の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>

以 上





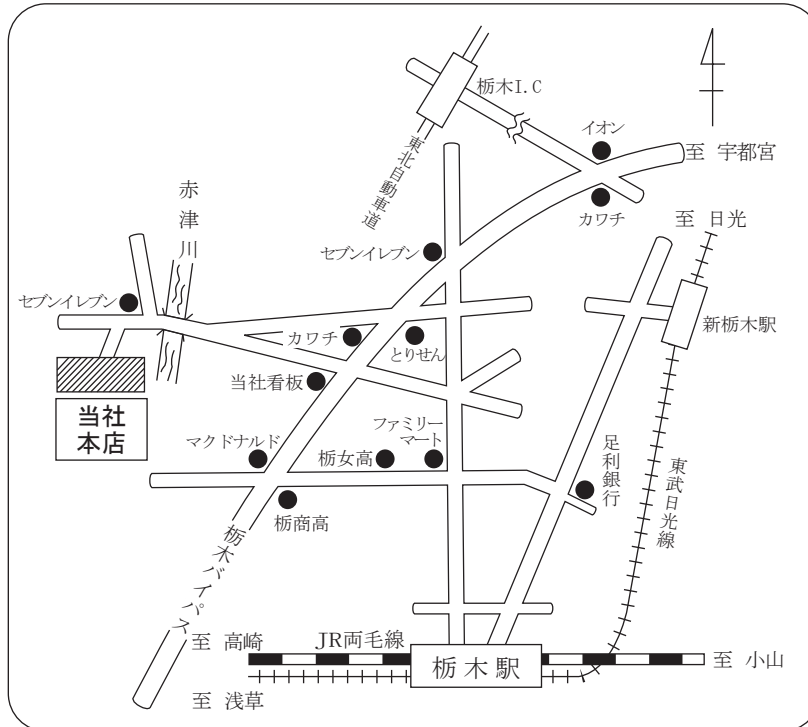


# 株主総会会場ご案内図

会場：栃木県栃木市泉川町556番地

当社本店 4階会議室

電話 0282 (23) 5640



## ◎ 交通のご案内

- ・ JR両毛線栃木駅、東武日光線栃木駅より車で約10分
- ・ 東北自動車道栃木インターチェンジより車で約10分